

種	感 染 症 名	出席停止の期間の基準 (但し、疾病により医師が感染の恐れがないと認めたとき、この限りではない。)	
1	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ	治癒するまで。	
	出血熱・南米出血熱・ペスト		
	マールブルグ病・ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア・重症急性呼吸器		
	症候群・鳥インフルエンザ		
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腺腫が発現した後5日間を経過しかつ全身状態が良好になるまで。	
	風しん	発疹が消失するまで。	
	水痘（水疱瘡・水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。	
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。	
	結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。	
3	コレラ	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。	
	細菌性赤痢		
	腸管性出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎（はやり目）		
	急性出血性結膜炎		
	その 他 の 感 染 症	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽減した後、全身症状の良い者は登園可能。
		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身症状が良い者は登園可能。
		溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は失せるため、それ以降登園は可能。
		伝染性紅斑	発疹期には感染力はないので、発疹のみで全身症状の良い者は登園可能
		急性細気管支炎 （RSウイルス感染症等）	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状の良い者は登園可能。
		手足口病	本人の全身症状が安定している者は登園可能。
		ヘルパンギーナ	全身症状が安定している者は登園可能。
アタマジラミ・水いぼ・とびひ	通常出席停止の措置は必要ないと考えられる者。		

* 第3種「その他の感染症」は、その症状や流行状況により、学校医又は主治医等が出席停止の有無を判断することとなっています。（上記は文科省の例示です。）